

○高山市市街地景観保存区域保存会補助金交付要綱

平成元年12月19日

決裁

改正 平成22年9月30日決裁

平成24年6月29日決裁

令和3年6月30日決裁

(趣旨)

第1条 市は、市街地景観保存区域の保存整備と保護育成を図るため、予算の範囲内において高山市市街地景観保存区域保存会補助金を交付するものとし、その交付に関しては高山市市街地景観保存条例（昭和47年高山市条例第17号）及び高山市補助金交付規則（昭和34年高山市規則第5号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金対象等)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、市街地景観保存区域内の住民により組織された保存会（以下「保存会」という。）とする。

2 補助金の交付の対象となる経費は、保存会が市街地景観保存計画に基づいて行う事業に要する経費とする。

3 補助金の額は、次の表に掲げる額とする。

区分	補助金額
第一種保存区域	保存会を組織する世帯数に、1,800円を乗じて得た額に27,000円を加えた額以内の額
第二種保存区域	保存会を組織する世帯数に、3,600円を乗じて得た額に27,000円を加えた額以内の額

(補助金の交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高山市市街地景観保存区域保存会補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

(補助金の交付の決定等)

第4条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと決定したときは、速やかにその決定の内容及び条件を附したときはその条件を申請者に通知するものとする。

(事業内容等の変更)

第5条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が補助事業等の内容を変更しようとするときは、あらかじめ高山市市街地景観保存区域保存会補助金内容変更承認申請書（別記様式第2号）により市長の承認を受けなければならない。

（実績報告等）

第6条 補助事業者は、補助事業等が完了したときは、速やかに高山市市街地景観保存区域保存会補助金実績報告書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成元年12月19日決裁）

この要綱は、平成元年12月19日から施行し、平成元年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行し、平成6年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行し、平成12年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成22年9月30日決裁）

- 1 この要綱は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の様式については、この要綱による改正後の規定にかかわらず、平成23年3月31日まで使用することができる。

附 則（平成24年6月29日決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱施行の際、従前の規定による帳票でその用紙の残存するものについては、その残存分に限り、修正して使用することができる。

附 則（令和3年6月30日決裁）

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

年 月 日

(あて先) 高山市長

〒
住 所
保存会名
代表者名

高山市市街地景観保存区域保存会補助金交付申請書

年度の高山市市街地景観保存区域保存会補助金の交付を受けたいので、高山市市街地景観保存区域保存会補助金交付要綱第3条の規定により申請します。

申請にあたり、私は暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないことを宣誓します。

なお、必要に応じ、暴力団との関係について岐阜県警察本部に照会することを承諾します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 事業等の目的及び内容

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

年度事業計画書

保存会

事業名	実施予定年月日	事業の概要

(あて先) 高山市長

住 所
保存会名
代表者名

高山市市街地景観保存区域保存会補助金内容変更承認申請書

さきに交付の決定を受けた補助事業等の内容を下記のとおり変更したいので、高山市市街地景観保存区域保存会補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容

別記様式第3号(第6条関係)

年 月 日

(あて先)高山市長

〒
住 所
保存会名
代表者名

高山市市街地景観保存区域保存会補助金実績報告書

高山市市街地景観保存区域保存会補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり実績を報告します。

記

- 1 補助金交付額 金 円
- 2 事業の実施内容及び効果
- 3 事業等に要した経費

年度事業実績報告書

保存会

実施した事業名	実施年月日	参加人員	事業の内容

別記様式第1号（第3条関係）

（平22.9.30・平24.6.29・令3.6.30・一部改正）

別記様式第2号（第5条関係）

（平22.9.30・令3.6.30・一部改正）

別記様式第3号（第6条関係）

（平22.9.30・令3.6.30・一部改正）